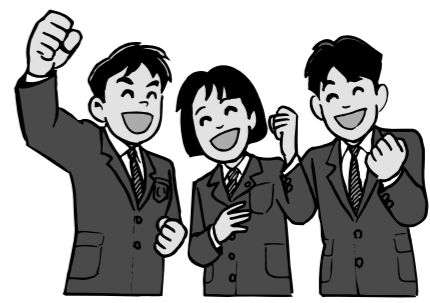


# 嵐山町奨学資金貸付制度のご案内

町では、有用な人材育成を図ることを目的に、経済上の理由により高校、大学、高等専門学校、専修学校への就学が困難な方に対し、無利息で奨学資金を貸付しています。

これは、資金を在学中に貸付け、卒業後、計画をたてて返還していただくものです。奨学資金の種類、貸付金額は次のとおりです。



普通奨学資金	学 校	年 額
普通奨学資金	高 校	年額18万円以内
	大 学	年額36万円以内
	大 学 (薬学部)	年額60万円以内
	大 学 (医学部、歯学部)	年額120万円以内
専修学校	専 修 学 校	年額24万円以内
	専 修 学 校	年額20万円以内

**特別奨学資金(入学資金に充てるもの)**  
必要な方は、こども課までご相談ください。

なお、貸付けを希望される方は、奨学資金貸与申請書等(こども課にあります。)を **3月9日(金)** までに提出してください。

問合せ 教育委員会 こども課 学校教育担当  
☎ 62-0823

# 学用品費や学校給食費などの援助制度について

経済的な理由によって就学困難な児童生徒(平成24年度小学校入学児童を含む)の保護者に対して、学用品費や学校給食費などの援助を行っております。



**援助を受けられる方**  
○現在生活保護を受けている方(修学旅行費、医療費のみ)申請不要  
○生活保護を受けていないが、保護を必要とする状態にある方  
○その他必要と認められる方(保護者の職業が不安定で生活状態が就学に影響を及ぼしていると認められる家庭など)世帯構成・年収・家族の方の健康状態などにより、総合的に審査し決定します。

**内 容**  
学用品費、通学用品費、校外活動費、学校給食費、新入学用品費、修学旅行費など(学年により援助額は異なります。)

## 申し込み

こども課または学校にある申請書で **3月16日(金)** までに封筒に入れ、学校またはこども課に提出してください。申請には印鑑が必要です。現在援助を受けている方も申請が必要です。お子さんが複数就学している場合は個々に提出してください。

※平成23年中の所得金額がわかるよう給与所得者で年末調整をしている方以外は、町県民税申告または確定申告を済ませてから申請してください。

問合せ 教育委員会 こども課 学校教育担当  
☎ 62-0823

# 「地域子育て応援タウン」に認定されました。

地域子育て応援タウンとは…?  
埼玉県が目指す『日本一の子育て県』を実現するために、県が認定する制度です。県内の市町村において、適切な子育て支援サービスを提供できるようにするため、次の3つの要件を定めています。

## 《3つの要件》

1. 子育て支援に関する総合支援窓口を設置していること。  
→役場こども課内に設置。(平成20年4月)
2. 地域子育て支援センターなど、地域における子育て支援拠点を概ね中学校区に1箇所程度設置していること。  
→中学校区2区に対して、地域子育て支援拠点1箇所を設置。(嵐山若草保育園にて、地域子育て支援センターを設置)
3. 市町村子育て支援ネットワークを設置していること  
→町内21機関を結ぶ「嵐山町子育て支援ネットワーク」活動開始(平成23年6月)



問合せ 教育委員会 こども課 こども担当 ☎ 62-0823

# 求職者支援制度に基づく求職者支援訓練について

我が国の現在の雇用状況は、失業率や求人倍率が改善傾向にあるなど一部に持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい状況にあり、引き続き、東日本大震災や円高、国際的な経済動向等の雇用への影響について注意が必要と考えております。

こうした中、厚生労働省(ハローワーク)では、平成23年10月から求職者支援制度に基づき雇用保険を受給できない方等を対象とした求職者支援訓練を実施しています。

- 求職者支援制度とは、雇用保険の受給ができない失業者で、支援の必要がある方に対し、
- ①職業訓練を受講する機会を確保するとともに
  - ②一定の要件のもと、訓練を受講し易くするため訓練期間中に給付金を支給し、
  - ③ハローワークが中心となり、訓練期間中から訓練終了後の一定期間まで就職支援を行う制度です。

毎月、求職者支援訓練の各種コースが決定し、ハローワーク窓口で周知及び埼玉労働局ホームページ等へ開講コースの掲載がされますが、申し込みには一定の要件があるため、ハローワークにおいて事前の職業相談が必要となっています。住居地の管轄ハローワークへお問い合わせください。



担当 埼玉労働局求職者支援室 ☎ 048-600-6288